

1 都 税 徴 税 費 (平成19~23年度)

(単位 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
税 収 入	5 509 508 010	5 280 119 496	4 286 721 785	4 148 514 453	4 146 577 228
徴 税 費	(92 622 627) 93 987 727	(76 730 485) 77 458 032	(70 686 401) 72 166 421	(67 545 190) 68 130 055	(63 909 823) 64 560 654
人 件 費	30 010 314	28 175 945	26 582 218	25 586 075	24 871 837
給 料	14 410 274	13 504 653	12 779 334	12 104 311	11 755 547
職 員 手 当	11 002 281	10 492 508	9 680 074	9 162 287	8 910 500
超 過 勤 務 手 当	551 059	555 566	513 446	528 286	548 052
税 務 特 別 手 当	593 468	566 497	540 965	460 685	372 345
そ の 他 手 当	9 857 754	9 370 445	8 625 663	8 173 316	7 990 103
そ の 他 人 件 費	4 597 759	4 178 784	4 122 810	4 319 477	4 205 790
旅 費	71 985	68 736	68 417	62 364	63 751
需 用 費	(12 997 641) 14 362 741	(13 670 555) 14 398 102	(13 264 494) 14 744 514	(14 104 323) 14 689 188	(13 029 264) 13 680 095
需 用 費	955 721	975 405	879 145	855 974	874 456
通 信 運 搬 費	2 139 002	1 668 580	1 697 781	2 418 363	1 686 250
備 品 購 入 費	10 310	20 341	20 401	28 968	41 253
都 税 事 務 所 施 設 費	1 365 100	727 547	1 480 020	584 865	650 831
そ の 他	9 892 608	11 006 229	10 667 167	10 801 018	10 427 305
徴 収 取 扱 費 等	49 542 687	34 815 249	30 771 272	27 792 428	25 944 971
個 人 都 民 税 徴 収 取 扱 費	45 576 709	31 149 155	26 796 162	23 754 775	21 930 710
地 方 消 費 税 徴 収 取 扱 費	2 632 646	2 373 361	2 788 816	2 868 621	2 836 365
納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	53 578	55 095	44 750	44 750	44 750
特 別 徴 収 義 務 者 交 付 金	1 224 770	1 185 706	1 091 703	1 084 164	1 093 422
そ の 他 交 付 金	54 984	51 932	49 841	40 118	39 724
税 収 入 対 する 徴 税 費 の 割 合 (%)	(1.68) 1.71	(1.45) 1.47	(1.65) 1.68	(1.63) 1.64	(1.54) 1.56
人 件 費	0.54	0.53	0.62	0.62	0.60
そ の 他	(1.15) 1.16	(0.93) 0.93	(1.04) 1.06	(1.01) 1.03	(0.94) 0.96
税 務 職 員 数 (人)	3 906	3 692	3 595	3 489	3 481
職 員 1 人 当 り (千円)	税 収 入 1 410 524	1 430 152	1 192 412	1 189 027	1 191 203
	徴 税 費 (23 713) 24 062	(20 783) 20 980	(19 662) 20 074	(19 359) 19 527	(18 360) 18 547

(備考) 1 「その他手当」は扶養手当、期末手当、管理職手当等の合計額である。
 2 「その他人件費」は、共済費及び賃金の合計額である。
 3 カッコ書は、需用費の区分中にある投資的経費である「都税事務所施設費」を控除した額である。
 4 「その他交付金」は、「市町村都税徴収取扱交付金」と法定外税である「宿泊税」の特別徴収交付金の合計額である。
 5 税務職員数は各年度とも年度末における主税局職員及び支庁税務職員の合計（嘱託を含む）である実人員数であり、定数上の配置であるI章3(2)の「ア東京都税務職員配置状況」の数とは異なる。